

今後の教職課程の在り方について

—教科教育法の改善に向けて—

About the Future Teacher Training Course —Toward the Improvement of Subject Education Methods—

中 村 稔

Minoru Nakamura

要 旨

2006年の教育基本法改正の流れの中、多くの教育関連法も改正等され、新たな教員養成の方向性が示された。本学科は、ほぼ時を同じくして開設され現在に至っている。約15年が経過し、学部・学科改編や男女共学など新たな節目を迎えようとしている。そこで、本大学の柱とも言える教員養成の実効性あるカリキュラムマネジメントを進めるべく、中央教育審議会等の指針や学生の意識調査等を確認し、教科保健体育に関する実践指導力向上に向けた教科教育法の新たなシラバス等について検討する。

キーワード：保健体育科教育法 カリキュラムマネジメント 教員養成 模擬授業 シラバス 教職
実践的指導力

I. はじめに

本学科は2008年に開設された。歴史は比較的浅いものの中学校・高等学校の保健体育科教員として優秀な教員を多数輩出してきた。特に、学科は異なるものの、小学校教員養成に関しては永年に渡り素晴らしい成果を残している。本大学の教育方針の柱とも言える教員養成は、「先生になるなら SHINWA」のフレーズで広く地域に浸透しており、一定の評価と信頼も得ているものと考えられる。

一方、時代に応じた教育改革の一環として、今年度入学生より発達教育学部ジュニアスポーツ教育学科から教育学部スポーツ教育学科と学部・学科名を改め、その使命を「現代社会におけるスポーツの諸問題に対応できる専門知識と技能を修得した次世代を担う人材育成」とし、加えて2023年度からは、男女共学となり新たなスタートを切るこ

ととなっている。

この大きな節目を迎えるにあたり、社会のニーズや国の教員養成に関する方向性を的確に捉え、原点に立ち返った全面的なカリキュラムの見直しや改訂をおこなうとともに、新たな学びを創出すべく取り組まねばならないと考える。

筆者は、2021年4月に本学発達教育学部ジュニアスポーツ教育学科を担当する教員として着任し、着任当初より「教職に関する科目」や学校現場の諸課題を研究するゼミ等を担当するとともに、教員採用試験対策セミナー（以下「セミナー」）を実施してきた。来年度からは、教員の授業実践能力育成に大きく関わる教科教育法の担当となることから、学科開設時から現在にいたる中央教育審議会（以下「中教審」）の教職課程に関する答申等を再確認し、本学科における保健体育科教員

養成の充実に取り組みたいと考えた。

ここでは、教育基本法が改正され、教育の大転換期とされた2006年「今後の教員養成・免許制度の在り方について」や、2021年『「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方について』の中教審答申を中心に確認し、本学科における教職課程改善の可能性を検討するとともに、学生の教科実践能力に対する意識調査等も参考とし、大学の教育環境（施設・設備、教員数、受講者数、活動場所等）を踏まえた理論と実践の集大成とも言える保健体育科教育法の新たなシラバス作成を進めたいと考えた。

II. 教職課程に関する中央教育審議会答申

1 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」

2006年7月中教審答申

本答申については、国の教育政策として、大学の教職課程における課題や教員養成改革の具体的方策が示されていることから、本学科開設時の教職課程に大きな影響を与えたと推察できる。ここでは、本答申の「4教員養成・免許制度の現状と課題」及び「5教員養成・免許制度の改革の方向」の教職課程に関する2項目について確認したい。

(1) 「4教員養成・免許制度の現状と課題」

本項目では、教員免許状が保証する教員の資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に乖離が生じてきていると指摘し、次の三点をその具体例として示している。以下原文を記載する。

1) 「平成11年の教養審第三次答申（平成11年12月10日 教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」）において、各大学が養成しようとする教員像を明確に持つことが必要であるとされながら、現状では、教員養成に対する明確な理念（養成する教員像）の追求・確立がなされていない大学があるなど、教職課程の履修を通じて、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分ではないこと。」

2) 「教職課程が専門職業人たる教員の養成を目

的とするものであるという認識が、必ずしも大学の教員の間に共有されていないため、実際の科目の設定に当たり、免許法に定める「教科に関する科目」や「教職に関する科目」の趣旨が十分理解されておらず、講義概要の作成が十分でなかったり、科目間の内容の整合性・連続性が図られていないなど、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、必ずしも十分整備されていないこと。」

3) 「大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、学校現場が抱える課題に必ずしも十分対応していないこと。また、指導方法が講義中心で、演習や実験、実習等が十分ではないほか、教職経験者が授業に当たっている例も少ないなど、実践的指導力の育成が必ずしも十分でないこと。特に修士課程に、これらの課題が見られること。」

□ 上記の三点の指摘は、現段階においても継続的に取り組み改善しなければならぬカリキュラムマネジメントの重要な視点である。本中教審答申報告から16年の時が経過していることを十分に踏まえ、現状分析を的確・確実に実行せねばならないと改めて認識した。まとめてみると、主に以下7項目の課題となるであろう。

- ①各大学における養成しようとする教師像の追求と確立がされていない
- ②付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解と共通認識がされていない
- ③教職課程の組織編成やカリキュラム編成が必ずしも十分整備されていない
- ④教職課程における教科間の整合性・連続性が図られていない
- ⑤学校現場の課題に対応した学びができていない
- ⑥講義中心から演習や実験、実習等が十分でない
- ⑦実践的指導力の育成が十分でない

教職課程の不易な視点として、この7項目は重要かつ常に確認・改善すべき視点として捉え、教職課程担当者のみならず学科内の教職員全てが認識・確認すべき内容である。

①に関しては、各大学の教育理念に沿って定め

られた「教育目標」の実現に向けた教育計画が準備されていることは確かであろう。しかし、日々の講義において、養成すべき教員像の「追求」ができていないかと問われると、課題は多々あるように感じている。

続く②～⑦の各項目について考えると、課題が複雑に絡み合いカリキュラムマネジメントの視点に立った教育課程の改善・充実の困難さを感じる。特に⑤⑥⑦項目、いわゆる「実践的指導力の育成」については、本学科の教職課程である「教科及び教科の指導法に関する科目」として設定された「各教科の指導法」、つまり保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ（2年次設定）、Ⅲ・Ⅳ（3年次設定）の教育内容に大きく関わるものである。

先にも述べたが、筆者は来年度より教科教育法を担当することとなり、開設以来、改善・充実に取り組んできた教育計画を参考とし、教育の質を落とすことなく更なる充実を図るべく研究を重ねたいと考えている。

次の項では、課題改善の視点を得るべく、同答申で示された教員養成の改革の方向について確認したい。

（2）「5 教員養成・免許制度の改革の方向」

ここでは、「4 教員養成・免許制度の現状と課題」で示された教員養成の大きな転換期に必要な改革を果敢に進めていくことが重要であるとし、その方向性として、大学の教職課程においては、「教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものへ」との方向性が確認された。以下の6項目は答申内容をまとめ示したものである。

- ①課程認定大学は、大学教育における教員養成の重要性を改めて認識し、教職課程の改善・充実に積極的に取り組むこと。
- ②養成する教員像の明確化 ⇒ 体系的・計画的

なカリキュラム編成、組織編制 ⇒ 教職課程の質の維持・向上を図るための方策を講ずること。

- ③学部段階の教職課程において養成される基礎的・基本的な資質能力を基盤として、専門職大学院制度の中に教員養成の専門職大学院として必要な枠組みを整備し、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図ること。
- ④課程認定大学のすべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持つこと。
- ⑤各大学の教員養成に対する理念等に基づき指導を行うこと。
- ⑥大学全体としての組織的な指導体制を整備すること。

□ 教育の大転換期とも言える2006年前後に、各教員養成大学は中教審の「教員養成の現状と課題、改革の方向性」を踏まえ、教職課程の一層の充実に向けた改善や組織・体制づくりを行なったものと考えられる。この答申が本学科の開設に大変大きな影響を与えたことは言うまでもなく、現在に至るまで教職課程の改善・充実に向けた様々な取り組みがなされてきたと認識している。ここで本学科開設当初の保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳのシラバスを確認したい。

現在、保健体育科教育法Ⅰは2年春学期に実施、保健体育科教育法Ⅱは2年秋に実施している。保健体育科教員の資質や指導計画の立て方、学校行事や部活動運営方法、指導要領を中心とする運動領域や保健分野等の指導内容を2年次に修得し、3年次では指導案の作成、模擬授業の実践等、授業実践能力の向上を図るシラバスとなっていた。「今後の教員養成・免許制度の在り方について」2006年7月中教審答申を踏まえた適切な内容であったと考える。

○ 開設当初の「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」

<p>保健体育科教育法Ⅰ</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健体育教師としての望まれる教師像について 保健体育教師の資質、役割、職務責任 保健体育教師と他教科教師とのコミュニケーション 保健体育教師集団としての立場と保護者対応 保健体育科における年間授業計画づくりとマネジメント 選択制カリキュラムづくり 総合的学習の企画と運営マネジメント 体育的行事の企画と運営マネジメント 部活動の指導と運営マネジメント 体育施設管理と運営マネジメント 体育的学力の理解1（身体能力） 体育的学力の理解2（知識・思考・判断） 体育的学力の理解3（態度） 保健体育教師としてのリスクマネジメント 教員免許とその取得（免許更新制含む）について 	<p>保健体育科教育法Ⅱ</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健体育科教育の性格と目標 保健体育科教育の領域別概要内容（体育編） 保健体育科教育の領域別概要内容（保健編） 体育指導内容1（体づくり運動【体ほぐし含む】） 体育指導内容2（陸上競技） 体育指導内容3（水泳） 体育指導内容4（球技） 体育指導内容5（ダンス） 体育指導内容6（体育理論） 保健指導内容1（心身機能の発達） 保健指導内容2（健康教育） 保健指導内容3（安全教育） 体育指導科目の年間指導計画の作成と内容の取り扱い 保健指導科目の年間指導計画の作成と内容の取り扱い 小学校の学習指導要領からの保健体育教育としての関連性
<p>保健体育科教育法Ⅲ</p> <ol style="list-style-type: none"> 学習形態論1:学習形態の系譜 学習形態論2:学習形態の種類 学習形態論3:学習形態の特徴 学習形態論4=学習形態をめぐる課題 学習過程論1:学習過程の考え方 学習過程論2:楽しい体育と学習過程 学習過程論3=学習過程モデル 学習過程論4:学習段階での指導 指導技術論1:授業方略と授業技術との関係 指導技術論2:体育授業における教授技術の具体例 指導技術論3:体育授業における教授方略の具体例 評価論1体育科における評価 評価論2:体育科における学習評価 評価論3体育科における授業計画における具体的方法 評価論4体育科の評定について 	<p>保健体育科教育法Ⅳ</p> <ol style="list-style-type: none"> 指導計画の作成と手順1:指導計画の目的と意義 指導計画の作成と手順2:単元計画の形式と作成留意点 指導計画の作成と手順3:指導案の作成手順と作成留意点 模擬授業の進め方1:模擬授業の意義 模擬授業の進め方2:模擬授業の進め方 模擬授業の進め方3:実験的模擬授業(モデル授業)の進め方 模擬授業の進め方4:模擬授業後のプレゼンテーション 模擬授業の観察と評価1=分析の対象と方法 模擬授業の観察と評価2:分析の実際 模擬授業の実際1:体ほぐし運動 模擬授業の実際2:陸上運動から1種目 模擬授業の実際3:球技種目から1種目 模擬授業の実際4=保健授業(心身の機能の発達、健康教育、安全教育) 教育実習の事前指導(準備、態度、意識、行動) 教育実習の事後指導(実習校及び指導教員への対応等)

開設以来、16年が経過した。その間も何度も見直しがなされ、次に触れる、2021年『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方について』の

中教審答申の示す方向に沿って改訂された保健体育科教育法のシラバスについても示しておきたい。以下は現行シラバスである。

○ 現行の「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」

<p>保健体育科教育法Ⅰ</p> <ol style="list-style-type: none"> オリエンテーション・保健体育教師の現状について・臨まれる教師像について 保健体育教師の実践的力量はどのように養成されるか。 保健体育教師の資質、役割、職務責任、教職員間のコミュニケーション 保健体育科（中・高）の目標と内容について 保健体育科の学習指導・体育分野の内容について 保健体育科の学習指導・体育分野の内容と指導の留意点・教師行動の実際 保健体育科の学習指導・保健分野の内容について 保健体育科の学習指導・保健分野の内容と指導の留意点・教師行動の実際 保健体育科のカリキュラムマネジメント・年間授業計画づくり：中学校を中心に 保健体育科のカリキュラムマネジメント・年間授業計画づくり：高等学校を中心に 選択制のカリキュラムづくり 保健体育の学習評価と評定 保健体育科教員の実際・体育施設管理 振り返り・体育学習の安全性・伝統文化理解の確認 確認テストとまとめ・学校体育で学ぶスポーツを生産スポーツとするには 	<p>保健体育科教育法Ⅱ</p> <ol style="list-style-type: none"> オリエンテーション・保健体育科の「目標」と「内容」 中学校・体育分野の教材づくりーデータをもとに「わかる」「できる」授業の構想 中学校・体育分野の学習過程ー模擬授業（陸上競技／器械体操）（情報機器活用） 中学校・体育分野の学習評価ー実践のまとめ 高等学校・体育分野の教材づくりースポーツの本質に迫る授業の構想 高等学校・体育分野の学習過程ー模擬授業①（球技・ゴール型）（情報機器活用） 高等学校・体育分野の学習過程ー模擬授業②（球技・ネット型）（情報機器活用） 高等学校・体育分野の学習過程ー実践のまとめ 中学校・保健分野の教材づくりー実感しながら学ぶ授業の構想 中学校・保健分野の学習過程ー模擬授業（情報機器活用） 中学校・保健分野の学習評価ー実践のまとめ 高等学校・保健分野の教材づくりー自然・社会環境を踏まえた授業の構想 高等学校・保健分野の学習過程ー模擬授業（情報機器活用） 高等学校・保健分野の学習評価ー実践のまとめ 確認テスト及び全体のまとめ（授業場面での留意点を確認する）（情報機器活用）
<p>保健体育科教育法Ⅲ</p> <ol style="list-style-type: none"> オリエンテーションと導入 学習指導要領の方向性 中・高等学校の保健体育授業の現状と課題 保健体育の学習目標 体育授業実践の観察・評価 学習指導案の作成の手順と概要 学習指導の構想①（教材の解釈） 学習指導の構想②（生徒観・指導観の構成） 学習指導の構想③（授業構想の発表・修正） 単元計画の作成①（単元の指導計画と具体の評価規準の作成） 単元計画の作成②（指導計画と評価規準の発表と修正） 本時の指導計画の作成①（当該授業の指導と評価の計画作成） 本時の指導計画の作成②（当該授業の指導と評価の計画作成） 保健授業の教材研究 保健授業の指導計画の作成 	<p>保健体育科教育法Ⅳ</p> <ol style="list-style-type: none"> オリエンテーション・保健体育科の「目標」「内容」「方法」 なぜ学習指導案を書くのか？ 学習指導案の作成1（授業のねらいと主要「発問」） 学習指導案の作成2（「教材」「教具」「場づくり」並びに「学習形態」） 模擬授業①（体づくり運動）（情報機器の活用） 模擬授業②（球技）（情報機器の活用） 模擬授業③（武道）（情報機器の活用） 模擬授業④（器械体操）（情報機器の活用） 中間総括：授業改善の実際と授業計画並びに授業研究の展望 模擬授業⑤（体育理論）（情報機器の活用） 模擬授業⑥（健康な生活と疾病の予防）（情報機器の活用） 模擬授業⑦（心身機能の発達）（情報機器の活用） 模擬授業⑧（健康と環境）（情報機器の活用） 最終総括：保健体育科の授業づくりの課題と教育実習へ向けての展望 確認テストとまとめ・教育実習を念頭においた授業展開・授業研究を展望する。

2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方について』2021年3月中教審

ここからは、今後の教員養成等の在り方について新たに示された「教員養成部会審議まとめ」2021年1月26日等を確認し、今後の教職課程の改善方向について検討したい。

(1) 『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方について』関係資料Ⅳ-3

ここでは、「教員養成に関する近年の政策動向について」と題し、2016年11月の教職員免許法改正から2018年の全教員養成大学の教育課程審査・認定の流れが示されている。

特に教育課程のコアカリキュラムの作成に当たっては、全体目標と到達目標を以下に示す内容とし、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける授業実践能力の習得が目指されている。

□全体目標

「教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。」

□到達目標

- ①学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。
- ②模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

(2) 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会基本問題小委員会（第3回）・初等中等教育分科会教員養成部会（第128回）合同会議の資料2-2「教職課程の見直しに係る検討の方向性と主な論点」

ここでは、学生の授業実践能力の育成に最も重要と考えられる教育実習の今後の在り方について、教育実習の実施時期や期間、方法等について新たな視点が以下のとおり示されている。今後、教育実習の在り方が変われば、自ずと講義内容や配当年次等に変更が生じるであろう。この動向については常に見守りつつ対応策の検討も始めねばならないと強く認識した。

○「教員養成大学・学部においては大学3年後期に、一般大学・学部においては大学4年前期に教育実習が実施されており、学校現場での教育実践を経験する機会は主に教職課程の終盤に設けられている状況にあるが、教育実習の履修時期が民間の採用活動と重なる等の課題もあり、教職課程の履修を断念する傾向が顕著に見られる例も出てきている」

○「各大学の教職課程においては、学校インターンや学校ボランティア等の学校現場における体験を重視した活動が展開されるとともに、「チーム学校」の取組が進められる中、教職課程で学ぶ学生が学習指導員等の支援スタッフとして学校現場を経験する取組も広がりつつある。

○「理論と実践を往還した教職課程を実現するための教育実習の実施時期・実施方法の見直し等について、学生の状況に応じた弾力的な運用にも配慮しつつ、教育実習における学習指導員等としての活動の位置付け等も含め、検討を行う。」

○「理論と実践の往還を重視した教職課程への転換として、教職課程の終盤に長期間まとめて教育実習を履修するこれまでの履修スタイルから、学校体験活動を効果的に活用して学校現場での教育実践を段階的に経験する学びへと転換を図ることとしてはどうか。」

(3) 「教員養成部会審議まとめ」では、「2) 教員養成段階における方策について」においては、以下のとおり、小学校・中学校の両免許取得の方針や、それに伴う教員養成カリキュラムの工夫、ICTの更なる活用等の方向など、今後の教員養成段階での取り組むべき課題が窺える。

○「義務教育9年間を見通して、小学校と中学校の児童生徒を指導する教師を養成する際は、基本的には小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得すること（いわゆる両免取得が望ましい。）」

○「義務教育特例（仮称）の活用とは別に、中学校教諭免許状を取得する際の各教科の指導法に

において小学校段階を意識した教科の指導等を学修できるよう、各大学における教員養成カリキュラムの工夫等が行われるべきである。」

- 「教職課程の各教科の指導法などの授業において、学生がICT活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において、学校におけるICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツを作成し提供することで、大学の授業等において活用するよう促すとともに、大学の授業の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みを構築していくことがもとめられる。」

『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方について』関係資料Ⅳ－3等、中教審報告等を確認してきたが、(1)の「全体目標」、「到達目標」で示される授業実践能力育成こそがカリキュラムマネジメントの中心命題となるであろう。計画と実践、評価と課題、そして改善の流れを改めて考えねばならない。教員を目指す学生にとって必要な資質は、教授する大学教員にとっても大切な資質であると強く認識した。

Ⅲ. 学生が考える教員の資質向上について

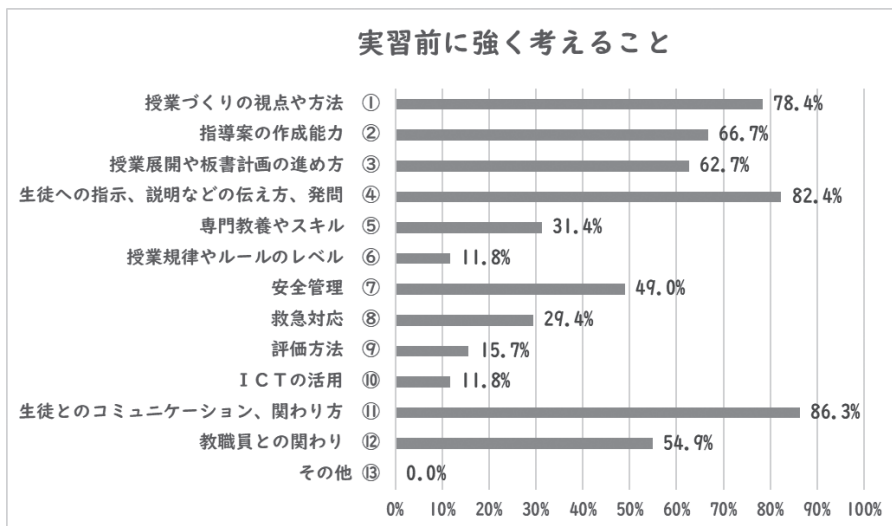
(1) 意識調査

中教審答申を中心に、今後の教員養成の課題や取り組むべき方向について見てきたが、ここでは、教育実習前に本学科4年次生を対象に実施した、「教育実習前に強く考えること」、「3年生までに身に付けるべきこと」の調査から推察したい。

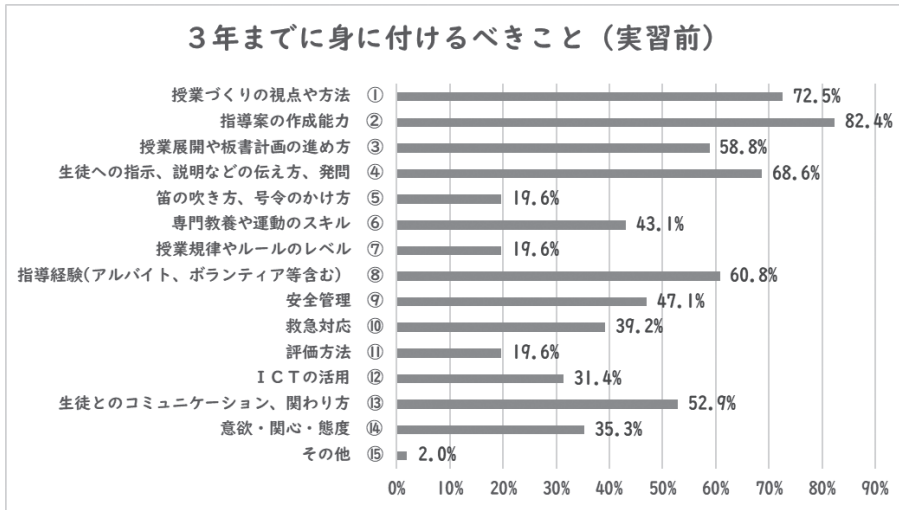
次に示すグラフ1は、スポーツ教育学科生50人を対象とし、「教育実習事前指導」で実施した結果である。昨年度も同様の調査は行ったが、今年度は、「③授業展開や板書計画の進め方」、「④生徒への指示、説明などの伝え方、発問」、「⑩評価方法」、「⑫ ICTの活用」の4項目を修正・追加した。複数回答可とし、教育実習を迎えるにあたっての不安や課題を感じる項目について回答させた。

グラフ1を確認してみると、回答率(回答数/50人)50%を超えている解答項目は13項目中6項目となっており、特に「①授業づくりの視点や方法」、「②指導案の作成能力」、「③授業展開や板書計画の進め方」「④生徒への指示、説明などの伝え方、発問」の4項目は実践的指導力に大きく関わる内容である。4年次の実習前段階において不安を感じるのは当然であるが、上記4項目について

グラフ1



グラフ 2



では実践的指導力育成に向けたカリキュラムマネジメントの大切な視点となるであろう。

続くグラフ 2 は、グラフ 1 の質問項目に「⑤笛の吹き方、号令のかけ方」、「⑧指導経験（アルバイト、ボランティア等含む）」の 2 項目を追加し、「3 年次終了時まで身に付けるべきこと」として回答を求めた。グラフ 1 と同様に実践的指導力育成に関わる 4 項目は高い値を示している。加えて、「⑧指導経験（アルバイト、ボランティア等含む）」の 60.8% 値からも、学生が学校現場における実践的指導力の必要性を強く感じていると推察できる。

なお、教育実習後にも同様の調査をおこなっているが、このことについては別の機会に詳しく触れることとする。

（2）教員採用試験対策セミナーの取組

続いて、現 4 年次生が 3 年次に実施した模擬授業について触れておきたい。

昨年度は、コロナ禍による戸惑いと日和見対応の連続であったが、セミナーにおいて実施した模擬授業では、教員の実践的指導力の向上に何らかの成果があったと感じている。セミナー受講者 21 人を 3 班に分け、約 10 分から 30 分の保健分野、保健科目の模擬授業を実施した。実施回数は様々

であったが、10 回を超える学生もいた。その学生を対象に、「模擬授業の効果について」回答を求めた。教育実習終了後（7 月実施）の調査であったため、有効回答数は 7 名であった。結果は以下のとおりである。

模擬授業の 5 段階評価では、平均 4.4 点となり、効果としては、「授業のイメージが湧きやすくなった」「自己評価や他者からの評価により、多くの気づきを得た」などが示され、その他の項目においても、模擬授業を実施した経験の有効性が示されていた。

また、体育実技の模擬授業実施について意見を求めた。セミナーでは場所等の課題により体育の模擬授業は実施できなかったこともあり、その必要性について尋ねた。結果は表 2 のとおりである。教育実習を経験し、3 年生段階での体育実技の模擬授業の必要性が示されている。特に E の回答にある 3 年生の模擬授業は、本校においては「保健体育科教育法Ⅲ・Ⅳ」と思われるが、施設、設備、学生数、教員数等の課題により、現状のままでは実践的指導力の向上に向けた授業改善は大変困難な状況にある。国が示す更なる教職課程の充実のためには、学部・学科の枠を超えた大転換が必要となろう。

表 1

学生	評価	模擬授業の効果等	その他
A	5	導入部分の練習でどのような話をすれば良いかレポートリーが増えて良かった。	今年は試験を受けられませんでした。実習に行くと不安なところもありましたが、授業に関しては模擬授業を行っていたため2回目の授業ぐらいには自信をもって行うことができました。
B	4	人の前で自分の授業をしてちゃんとした評価をしてくれたところ。自分自身では気づけないことに気づくことができる。	模擬授業をみんなの前でするのは嫌かもしれないけど回数重ねるだけ自信はつくので、めんどくさくさらずにやる。友達からの評価、友達への評価はしっかりと指摘するところはしてあげる。お互いのためにも大切なこと。
C	4	模擬授業を経験することで、授業のイメージが湧きやすかった。	セミナーで学んだ方法を生かすことができたと感じています。
D	4	もっと回数を増やすことが望ましいと思う。回数をこなすことが大切。	筆記勉強は各自で、セミナーは模擬授業だけでもいいと思う。
E	4	保健の模擬授業が効果的でした。班員からのフィードバックや、班員の授業を受け、自分に足りない面を実感したり、勉強になることが多々ありました。	セミナーで模擬授業ができて良かったです。
F	5	同級生同士でやると、思ったよりも反応がなかったりで上手くできている自信はなかったけど、どういふ導入の仕方をしたら良いのかなどを自分の中で見つめ直せし、授業作り方を考えるのにやりやすかった。	自分自身のやる気が一回入ってから、なかなかもう一度入らずだったが、実習先では役立つことが多くて良かった。
G	5	板書計画がスムーズにできた。初回の授業で緊張しなかった。	

表 2

A	様々な授業計画やアイデアを共有することができると思うため、実技も必要であると思う。
B	授業の中で体育実技の授業をすることが多いので取り組むことが大切。
C	体育の授業は、実際実習に行ってみて自ら学ぶことが多いため、今まで通り保健中心の模擬授業でいいと思います。もしするならば、練習メニューなどもしっかり考えて実施すると良いと思います。
D	体育実技の模擬授業も絶対するべき。笛の練習とかも含めて。
E	3回生の授業で実技の模擬授業をグループで行いましたが、1人で行うことがなかったので、実習に行った時、自信がありませんでした。是非実技もできたらいいと思いました。
F	授業実践も大切だが、どのような内容を取り入れたら良いのか、各それぞれがやってきたことを話し合う時間などを設けて欲しかったかもしれない。
G	大学の実技では学ぶ立場なので、教える立場としてのアドバイスの仕方などを実習前にしたかった。

(3) ゼミでの取組

筆者は秋期3年生ゼミにおいて、体育実技の模擬授業を一人(30分～45分)×2回～3回おこなった。ゼミ生は6名であったため、一人が教師役、他の5名は生徒役となった。授業実施者は、模擬授業実施日までに指導案を提出し、生徒役 of 学生は授業評価を6区分13観点で実施した。模擬授業終了時には、授業実施学生からの自己評価並びに改善点を端的に発表させた後、筆者より、指導案と授業展開との歪を伝えるとともに、表現方法、授業技法等のアドバイスをおこなった。改善すべき点は多々あるが、学生にとっては、授業目標・計画、模範演技、技能の整理、安全配慮・説明など多くの学びがあったと捉えている。

筆者と学生との関りは、コロナ禍による戸惑いの一年間であったが、教員としての実践的指導力向上には成果があったと感じている。

IV. 今後の課題

ここまでは、国が示した教職課程や免許に関する答申、学生の意識等について確認してきた。だが、中教審等の報告は教員養成大学の教職員にとっては既に周知され、熟知された内容ばかりであろう。しかし初心忘るべからずである。これからの超変化社会を支える若者の育成に関わる教員には、過去の学びだけではなく未来を想定した新たな力が必要とされている。常に時代に応じたカリキュラムへの改善や工夫、開発を進めねばならない。筆者は今回の研究を通じて、教員養成大学の使命や教職員の役割を改めて痛感した。

また、本大学における保健体育科教育法のシラバス作りは極めて大切であるが、併せて大学の教育環境整備の重要性にも気づかされた。施設・設備や受講者数と教員数はその最たる課題である。幾ら立派なシラバスが完成しようとも如何に実行するかが最も大切である。何事も出来ること出来ないことを明確に判断し、出来ることは速やかに実行し、出来ないことは最善の努力と工夫を加え前進しなければならない。

以下には、保健体育教員養成に関わる課題や改

善の方向を示したい。

[取組むべき課題]

- 1 模擬授業の機会を増やす(施設・設備、教員数、生徒数、場所等と深い関係)

(考え方)

- ①教員を増やす(1時間の複数配置)
- ②授業の小規模化(授業コマ数を増やし細やかな実践指導)
- ③教員免許取得の条件整理(コース分けの考え方、学生数の焦点化)

- 2 教職課程の合理的運用

(考え方)

- ①学部学科を超えた履修の可能性を探る(教員も含む)
- ②複数免許取得の可能性を広げる(義務教育小中免許取得、特色化)
- ③講師の柔軟な起用

- 3 教職課程の系統性ある学びの実現

①教職論を1年次に実施し教職の初歩的な知識修得と免許取得に向けた深い思考及び決意を促す。

②2年次から教科教育法が始まるため2年次中には教育課程を終了する。

③教育実習の3年次実施を進める。

④学校現場のインターンシップを取り入れる。

⑤校外の活動を単位認定する。

(自然学校、スクールサポーター、部活動や学校行事、事業等の補助)

⑥⑤の実現により教育実習事前事後や教職実践演習の開講時期を早める。

- 4 男女共学による体育実技科目の見直しとコマ数の増加

現状は女性を意識した実技であるが、共学に伴い4年後を想定した改善が必要。

- ①実技の実施レベル ②指導力修得レベル ③必修・選択種目の見直し ④指導側のゴール設定の見直し 等 ☆早急な対応が必要

- 5 在学生、大学教職員の意識改革

この度、文部科学省と都道府県教育委員会などで構成する協議会が2022年10月19日に初会合を開

き、公立小中高の教員採用試験を早ければ4月に前倒しで実施し、7月に合格発表する方向を示した。2024年度の採用試験から導入を目指すとしており、導入されれば、教員養成のカリキュラム変更も必然的に発生してくる。現段階はあくまでも検討段階であるが、教員養成大学は5年、10

年先を想定したカリキュラムマネジメントが必要である。

最後に筆者が担当する来年度の保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのシラバス案を提示するとともに、次年度以降は、このシラバスの有効性について研究を進めることを確認し本論文を締めくくりたい。

次年度シラバス案（Ⅲは筆者担当せず）2022年11月現在

保健体育科教育法Ⅰ
<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション・保健体育教師の現状と役割 2. 学習指導要領の変遷から見る保健体育教師の実践的指導力 3. 保健体育科（中・高）の各分野の目標と内容Ⅰ 4. 保健体育科（中・高）の各分野の目標と内容Ⅱ 5. 体育分野の内容（体づくり運動） 6. 体育分野の内容と指導の留意点・教師行動の実際 7. 保健分野の内容 8. 保健領分野の内容と指導の留意点・教師行動の実際 9. 年間授業計画づくり(中学校) 10. 年間授業計画づくり(高等学校) 11. 各領域の単元計画づくり 12. 学習指導案の作成①生徒観・教材観・指導観、目標設定 13. 学習指導案の作成②単元目標・本時の目標の設定、学習計画 14. 学習指導案の作成③グループ学習 15. 振り返り・体育施設の管理、学習の安全性、職務責任等
保健体育科教育法Ⅱ
<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション・保健体育科の「目標」と「内容」 2. 教材づくりデータをもとに「わかる」「できる」授業 中学から高校への系統性 3. 教材づくり学習過程-各領域(単元計画・授業展開・評価基準) グループ学習Ⅰ 4. 教材づくり学習過程-各領域(単元計画・授業展開・評価規準) グループ学習Ⅱ 5. 教材づくり学習過程-各領域の単元計画の発表及び共有 グループ学習Ⅲ 6. 教材づくり学習過程-指導案作成 担当領域の1単元時間を作成 7. 教材づくり学習過程-作成した指導案について協議及び修正 グループ学習Ⅳ 8. 中学校・高等学校保健分野の学習過程-体育編の授業計画作成Ⅰ 9. 中学校・高等学校保健分野の学習過程-体育編の授業計画作成Ⅱ 10. 中学校・高等学校保健分野の学習過程-10分授業ビデオ作成Ⅰパワーポイント使用 11. 中学校・高等学校保健分野の学習過程-10分授業ビデオ作成Ⅱパワーポイント使用 12. 中学校・高等学校保健分野の学習過程-グループでの協議(発表会) 13. 発表全大会 及びビデオ提出 14. 中学校・高等学校保健分野-保健編指導案・板書計画作成Ⅰ 授業評価のポイント 15. 中学校・高等学校保健分野-保健編指導案・板書計画作成Ⅱ 提出
保健体育科教育法Ⅳ
<ol style="list-style-type: none"> 1. 模擬授業に係る関係資料の作成 授業計画 模擬授業計画表 授業要項 2. 模擬授業①（体づくり運動）理解と授業構想 3. 模擬授業②（体づくり運動）模擬授業と授業後の検討会 2班同時展開×2 4. 模擬授業③（球技）バスケット・バレーボール 理解と授業構想 5. 模擬授業④（球技）バスケット・バレーボール 模擬授業と授業後の検討会 6. 模擬授業⑤（器械運動）マット運動 理解と授業構想 7. 模擬授業⑥（器械運動）マット運動 模擬授業と授業後の検討会 8. 模擬授業⑦（陸上競技）ハードル・幅跳び 理解と授業構想 9. 模擬授業⑧（陸上競技）ハードル・幅跳び 模擬授業と授業後の検討会 10. 保健模擬授業について-模擬授業計画 授業評価の観点 板書計画 ICT活用可 11. 保健模擬授業①模擬授業と授業後の検討会 2教室 各2カ所実施 12. 保健模擬授業②模擬授業と授業後の検討会 2教室 各2カ所実施 13. 保健模擬授業③模擬授業と授業後の検討会 2教室 各2カ所実施 14. 保健模擬授業③模擬授業と授業後の検討会 2教室 各2カ所実施 15. 保健及び体育授業指導案作成 提出

参考文献

- 1) 白石 晃 (2013)「教員養成教育における模擬授業の取組み」
- 2) 文部科学省中央教育審議会答申 (2006)
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」
- 3) 文部科学省中央教育審議会答申 (2021)
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
- 4) 文部科学省中央教育審議会諮問 (2021)
「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」
- 5) 文部科学省中央教育審議会答申 (2022)
「教職課程の見直しに係る検討の方向性と主な論点 (例)」
- 6) 文部科学省中央教育審議会答申 (2022)
「教職課程の見直しに係る検討の方向性 (たたき台)」
- 7) 日本経済新聞 オンライン (2022年10月19日 23:00)
「教員採用試験、4月に前倒し案 文科省が24年度導入目標」
- 8) 読売新聞 オンライン (2022年10月19日 21:01)
「教員確保へ、採用試験の前倒し…文科省が「1～2か月」「3か月」の2案まとめる」